

第10号

2024年
10月25日



Safety Mail

● 滋賀県警察本部交通企画課 ●

県内の交通事故発生状況

《令和6年9月末現在の人身事故》

	件数	死者	傷者
本年	1,917	20	2,344
前年	1,942	31	2,369
増減	-25	-11	-25

〈高齢者の事故〉

※高齢者…65歳以上をいう



	件数	死者	傷者
本年	677	13	375
前年	620	9	302
増減	+57	+4	+73

9月末現在の交通事故は前年に比べ、件数・死傷者数とも減少しました。しかし、高齢者の事故は件数・死傷者数とも増加しています。

▽ 自転車 を安全に乗るために！ ▽

〈令和6年9月末の自転車事故〉

	件数	死者	傷者
本年	372	4	356
前年	354	5	343
増減	+18	-1	+13

令和6年11月1日から道路交通法が改正されます。今回は、自転車事故の件数について見てみましょう。

死者は減少しているものの、件数・傷者は増加しています。

※件数…自転車が第1当事者又は第2当事者となった事故の発生件数
※死傷者数…自転車乗用中（運転及び同乗中）の全死傷者数

＼ 自転車乗用中の ＼

重傷事故が増加しています！

《令和6年9月末の自転車乗用中の重傷者数》

令和6年：重傷者数 **62**人（前年比 **+8**人）

★ヘルメットの着用を！

交通事故に遭った時に、頭部を負傷することで大きな怪我につながります。

ヘルメットを着用して、安全に自転車に乗りましょう。



★交差点では止まる！

「止まる」・「見る」・「待つ」

を励行しましょう。



「自転車は車の仲間」です。車と同じように交通ルールを守り、安全に乗りましょう。

令和6年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金



「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。*受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

事業所内に掲示するなど、多くの方々にご覧いただけるようご協力ください。

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp